

◎新潟県告示第195号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする

平成25年2月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
20リットル	N04557657 N04557658	2	新潟市南区下塩俵1001-2 株式会社 川崎商会 大野国道給油所